

石川町「未来へつなぐ省エネ住宅」普及促進補助金交付要綱

(通則)

第1条 石川町「未来へつなぐ省エネ住宅」普及促進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、地球温暖化対策を促進するために、町が実施する補助金の交付手続等に関する基本的事項を定め、補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 第10条に規定される補助金の申請を行うものは、申請時において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、町の住民基本台帳に記録されている者。
- (2) 戸建住宅 一つの建物が1住宅で、かつ建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第1条にある区分所有権を有さない住宅。
- (3) 集合住宅 一棟の建物が、共同部分を除き、構造上、数個の部分に区画され、各区画がそれぞれ独立して住居に供される住宅。

(補助金の交付対象)

第4条 次条各号に規定する省エネ対策（設備の設置（付帯設備を含む）又は工事の施工（付帯工事をを含む。）以下「対象省エネ対策」という。ただし、設備の設置（付帯設備を含む。）にあつては未使用品に限るものとする。）を住宅（店舗、事務所等と併用されているものを含む）へ行う町民に対し、申請に基づき予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助に係る住宅及び設置条件は、町内の住宅で次の各号のいずれかに適合したものでなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が自らの住民票における住所地に所在し、自ら居住するための戸建住宅に設置するもの。ただし、全ての所有者から同意がとれている場合に限る。
- (2) 申請者が第5条に規定する対象省エネ対策設備が設置された戸建新築住宅を自己の居住の用に供するために購入するもの。ただし、全ての所有者から同意がとれている場合に限る。

3 当該補助事業は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する町税の滞納がなく、かつ別表3に定める期間内に全ての対象省エネ対策を完了し、補助金の申請できるものを対象とする。

4 第5条に規定する対象省エネ対策設備の設置について、これまでに町が行う他の制度による補助を受けていないこと。

5 申請者は、町が行うアンケートや情報収集、普及啓発活動に協力するものとする。

(対象省エネ対策)

第5条 補助の対象となる省エネ対策は、次の各号に掲げるものとする。ただし、一の戸建住宅につき3種類までの設備について補助を申請することができる。

(1) 先進的家庭用発電設備

ア 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（通称「エネファーム」）

LPガス、灯油などから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用するシステムの設置

イ ガスエンジンコージェネレーション給湯器（通称「エコウィル」）

LPガスを燃料とするガスエンジンにおいて発電を行い、発電時に発生する排熱を給湯、冷暖房等に利用する家庭用コージェネレーションシステムの設置

（2）先進的省エネルギー設備

ア 地中熱利用システム（地中熱ヒートポンプシステム）

年間を通して安定した温度の地中熱（地下水熱を含む。）を熱源とし空調又は給湯等に利用するシステムの設置

イ 太陽熱利用システム（強制循環型）

太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯や空調などに利用するシステムで、集熱器と蓄熱層が独立しており、動力を用いて不凍液等を強制循環させるシステムの設置

ウ 家庭用蓄電池（定置型リチウムイオン電池に限る）

再生可能エネルギーにより発電した電力または夜間電力などを利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時など必要に応じて電気を活用することができるシステムの設置。

（3）普及型再生可能エネルギー設備

ア 太陽光発電システム

太陽電池を利用することにより、太陽光を受けて発電するシステムの設置

イ 家庭用小型風力発電システム

風の力で風車をまわし、その回転運動を発電機に伝えて電気を起こすシステムの設置。

ウ ペレットストーブ

燃料用ペレットを自動供給し、吸排気筒又は煙突による排煙設備をもつストーブの設置。

（4）普及型省エネルギー設備

ア 空気熱ヒートポンプ給湯器設備（通称「エコキュート」）

空気中の熱を圧縮して利用することにより、低い温度の部分から温度の高い部分へ熱を移動させる装置（ヒートポンプ）を利用した給湯器の設置

イ 太陽熱利用システム（自然循環型）

太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯に利用するシステムで集熱器と貯湯槽が一体型のシステムの設置

（補助の加算）

第6条 先進的設備の普及を牽引することを目的として、次の各号に該当する省エネ対策を実施した場合は、各省エネ対策の補助金の合計額に、別表2に定める金額を加算する。

（1）先進的発電設備プラン

家庭用燃料電池及びガスエンジン給湯器のコージェネレーションシステムによる発電を行う先進的発電設備と家庭用蓄電池の同時設置により先進的な発電設備の普及牽引と電力供給途絶時の防災機能強化を促進する。

（2）先進的省エネ設備プラン

地中熱利用システム（地中熱ヒートポンプシステム）、太陽熱利用システム（強制循環型）、家庭用蓄電池（定置型リチウムイオン電池に限る）の先進的省エネルギー設備のうち、家庭用蓄電池に加えてその他の種類を複数設置することにより、先進的な省エネルギー設備の普及牽引と電力供給途絶時の防災機能強化を促進する。

2 前項の各プランによる補助金額の加算は、いずれか一つとする。

(補助対象経費)

第7条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は各対象省エネ対策に要する費用とする。

(補助金の額)

第8条 町が交付する補助金の額は第5条に定める対象省エネ対策の種類に応じ、それぞれ別表1の補助金額の欄に掲げる金額とする。ただし各対象省エネ対策補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た値とする。

2 第1項に規定する補助金の合計額が10,000円未満である場合には、補助を実施しない。

(申請の受付期間及び受付停止)

第9条 町は、別表3に定める期間及び条件において、この要綱に基づく補助を受けようとする者について申請を受け付けるものとする。ただし、申請者は一度補助金の交付を受けた省エネ対策について、再度同種の省エネ対策に対する補助金の交付は受けられないものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 申請者は、別表3に定める期間に、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて町長に1通提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付する関係書類は、別表4に掲げるものとする。

3 交付申請は、町民生活課環境対策係へ持参又は到達したことが確認できる方法により行うものとする。

(交付決定及び不交付の決定)

第11条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を判断し、速やかに交付又は交付しない旨の決定を行う。

2 町長は、必要があると認めるときは、条件を付すことにより交付決定をすることができる。

3 町長は、申請において、交付を決定したときは交付決定通知書（様式第2号）により、申請者にその旨を通知する。

4 申請において、交付しない旨の決定をしたときは補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者にその旨を通知する。

(補助金交付の請求)

第12条 申請者は、前条の規定及び第11条第3項による通知を受領したときは、速やかに補助金交付請求書（様式第4号）により補助金の交付を請求するものとする。

(事務手続きの代理)

第13条 申請者は、申請に係る事務手続きを第三者に委任することができる。

2 申請者は、前項の事務手続きを委任する場合、代理人は、代理人選任届（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 補助金の交付を受けた者は、対象設備を交付額が確定した日から起算して5年を経過する日までの期間（以下「管理期間」という。）、善良なる管理者の注意をもって管理し、対策を実施した住宅における省エネ対策の用に充てなければならない。

(処分の制限)

第15条 管理期間内において、当該住宅の売却など対象設備を処分する必要があるときは、あらかじめ処分承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 天災地変その他交付を受けた者の責に帰することのできない理由により、対象設備が損傷又は滅失したときは、遅滞なく処分承認申請書により町長に届け出なければならない。

(補助金交付決定及び交付額の確定の取消並びに補助金の返還)

第16条 町長は、次の各号の何れかに該当する場合は、第11条の規定による補助金交付決定を取り消すことができる。

(1) 申請者が、本要綱に違反した場合

(2) 補助金の交付を受けた者が、本要綱に違反した場合

(3) 補助金交付額の確定を受けた者が、補助金を対象設備の設置以外の目的に使用した場合

2 町長は、前項の取消をした場合において、当該取消に係る部分に交付された補助金の返還を請求する。

3 町長は、補助金の交付を受けた者が、前条の規定により承認を受けて対象設備を処分したときは、交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(協力)

第17条 町長は、申請者又は補助金の交付を受けた者に対し、町が取り組んでいる地球温暖化対策に関する調査等について協力を求めることができる。

(その他)

第18条 この要綱により定めるものの他、補助金の交付について必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(効力)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

(改正)

3 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(改正)

4 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(改正)

5 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(改正)

6 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 (第 8 条及び第 10 条関係)

【省エネ対策の補助条件及び補助金額について】

平成 29 年度における省エネ対策の補助条件及び補助金額については、次のとおりとする。

| 区分 | 省エネ対策 | 補助条件 | 補助金額 |
|-------|--------------------------------|---|--|
| (1)-ア | 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム (エネファーム) | <p>ア 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成される電気及び熱の供給を主な目的とした設備であること</p> <p>イ 申請時において燃料電池普及促進協会 (FCA) が指定した燃料電池システム (エネファーム) であること</p> | 80,000 円 |
| (1)-イ | ガスエンジンコージェネレーション給湯器 (エコウィル) | <p>ア ガスエンジンユニット及び貯湯ユニットから構成されているシステムであり、貯湯ユニットはガスエンジンユニットの排熱を吸収する貯湯槽であること</p> <p>イ 定格運転時における低位発熱量基準 (LHV 基準) の総合効率が 80%以上であること</p> <p>ウ 燃料は LP ガスを使用するものであること</p> | 80,000 円 |
| (2)-ア | 地中熱利用システム (地中熱ヒートポンプシステム) | <p>ア 年間エネルギー効率 (当該システムにより一年間に供給される熱量を当該システムが一年間に消費する電力量で除して得た数値) が 3.0 以上であること。</p> <p>イ 地中熱交換器 (熱交換井を含む。) は適切な深度又は総延長を有し、十分な採熱、又は放熱ができるものであること。</p> <p>ウ 地中熱を利用するための空調設備、給湯設備等を有するものであること。</p> | 200,000 円 |
| (2)-イ | 太陽熱利用システム (強制循環型) | <p>ア 集熱媒体を強制循環させる太陽熱集熱器及び蓄熱槽によって構成され、給湯及び暖房に利用可能なソーラーシステムであること</p> <p>イ 日本工業規格 (JIS) 又は一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたものであること</p> | 50,000 円 |
| (2)-ウ | 家庭用蓄電池 | <p>ア 蓄電池容量が 1kWh 以上で、かつ定格出力が 500W 以上のものであること</p> <p>イ インバーターを備え、出力波形が正弦波であること</p> <p>ウ 耐電圧試験及び絶縁試験を行っているもの</p> <p>エ 申請時において国が実施する定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業における補助対象機器として補助事業者が指定する定置用蓄電池設備であること</p> | 蓄電池容量 1kWh につき 20,000 円 (上限 130,000 円) |
| (3)-ア | 太陽光発電システム | <p>ア 太陽電池の最大出力が 10kW 未満であること。(実質 4kW 超 10kW 未満まで)</p> <p>イ 4kW~10kW 未満の設備について補助</p> <p>ウ 財団法人電気安全環境研究所 (JET) の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの、又は同等以上の性能、品質が確認されているもの。</p> | |

| | | | |
|-------|------------------------|--|---|
| | | <p>エ 性能の保証、設置後のサポート等のメーカー等によって確保されているもの</p> <p>1) 太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格又はIEC等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力。）の80%以上の出力が太陽電池メーカーによって10年間以上保証されていること。</p> <p>2) メーカー等による対象設備の設置後のメンテナンス体制が用意されていること。</p> <p>オ 申請者が別表3の補助事業完了日に定めた期間内に電力会社と受電契約を結び、かつ余剰電力の買い取り契約が結ばれていること。</p> | <p>4kwを超える1kWhにつき15,000円（上限80,000円）</p> |
| (3)-イ | 家庭用小型風力発電 | <p>ア 発電機の定格出力が200W以上であること。</p> <p>イ 人に接触することがないようにプロペラユニットの安全対策及び、強風時の安全対策が施されていること。また、騒音対策についても適切な措置が施されていること。</p> <p>ウ 申請者が別表3の補助事業完了日に定めた期間内に電力会社と受電契約を結び、かつ余剰電力の買い取り契約が結ばれていること。</p> | 100,000円 |
| (3)-ウ | ペレットストーブ | <p>ア 燃料用木質ペレットを自動供給する仕様であること。</p> <p>イ 吸排気筒又は煙突による排煙設備を有すること。</p> | 50,000円 |
| (4)-ア | 空気熱ヒートポンプ給湯器設備（エコキュート） | <p>ア 二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器であること。</p> <p>イ 日本工業規格（JIS）に適合したもの又は一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けたもの。</p> <p>ウ 日本工業規格のJIS C9220評価に基づく年間給湯効率3.1以上（寒冷地仕様ともに3.1以上）、もしくは年間給湯保温効率3.0以上（寒冷地仕様は2.7以上）であること。</p> | 経費の3%（上限20,000円） |
| (4)-イ | 太陽熱利用システム（自然循環型） | <p>ア 自然循環式太陽熱温水器であること</p> <p>イ 日本工業規格（JIS）に適合したもの又は一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けたものであること。</p> | 25,000円 |

別表 2（第 6 条及び第 8 条関係）

【補助の加算額について】

平成 29 年度における補助の加算条件及び補助加算金額については、次のとおりとする。

| | 項目 | 補助加算条件 | 補助加算額 |
|-----|------------------|--|-----------|
| (1) | 先進的発電設備 プラン | 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム・ガスエンジンコージェネレーション給湯器の発電を行う設備 1 種類以上と家庭用蓄電池（定置型リチウムイオン電池に限る）を設置し、かつ同一年度内に補助金の交付を受けること。 | 100,000 円 |
| (2) | 先進的省エネ設 備プランA | 地中熱利用システム（地中熱ヒートポンプシステム）と家庭用蓄電池（定置型リチウムイオン電池に限る）を設置し、かつ同一年度内に補助金の交付を受けること。 | 100,000 円 |
| | 先進的省エネ設 備プランB | 太陽熱利用システム（強制循環型）と家庭用蓄電池（定置型リチウムイオン電池に限る）を設置し、かつ同一年度内に補助金の交付を受けること。 | 50,000 円 |

別表3（第4条、第9条、第10条及び第14条関係）

平成29年度補助事業の期間について

平成29年度の補助事業の期間については、次のとおりとする。

| 補助事業対象期間 | 実績報告書提出期限 |
|------------------------------------|---------------|
| 平成29年4月1日(土) ～ 平成30年3月31日(日) | 平成30年3月31日(日) |

条件

- ※1 受付日各期において申請のあった総額が予算額に達することとなった場合、抽選を実施し、以後の受付を行わない。(受付を行わない場合には、町ホームページにて公表する。)
- ※2 持参による受付は、町民生活課生活安全室環境対策係において、土日・祝日を除く午前9時から午後4時まで行う。
- ※3 町に到達したことが確認できる方法により提出する場合は、町に到達した日をもって提出した日とする。
- ※4 設置前申請は、設備を設置する前に申請するものをいい、かつ上記の補助事業対象期間に設置完了するものとする。
- ※5 設置後申請は、設備の設置後に申請するものをいい、かつ上記補助事業対象期間内に設置をしたものを対象とする。
- ※6 申請の受付については、上記受付期間のみとする。ただし、当該年度末完成予定のものについてはこの限りではない。
- ※7 買電目的のみで設置したものについては、申請の対象外とする。

別表4（第10条関係）

【申請書に添付する関係書類】

補助金交付申請書（様式第1号）

- (1) 建物登記事項証明書（申請書の提出日の3ヶ月以内のもの）
 - (2) 申請日において全ての町税を滞納していないことが証明できる書類（納税証明書3年分）
 - (3) 住民票の写し（申請書の提出日の3ヶ月以内のもの）。
 - (4) 対象省エネ対策の実施に係る領収書の写し（領収書に対象省エネ対策以外の費用が含まれている場合又は複数の対象省エネ対策を行った場合は、対象省エネ対策ごとに費用が確認できる明細書を添付すること）
 - (5) 対象省エネ対策の実施が確認できる写真（施行前、施行後がきちんと確認できる写真）
 - (6) 対象省エネ対策の区分ごとに別表1で定める要件を確認することができる仕様書、パンフレット、図面等の書類
 - (7) 第4条第2項に該当する場合における同意書
 - (8) 既に対象省エネ対策が行われた建売住宅を購入した場合は、売買契約書の写し及び対象設備未使用証明書（様式第7号）
 - (9) その他、対象省エネ対策ごとに定める書類
- ア 家庭用蓄電池
対象製品の耐電圧試験及び絶縁試験の「試験成績書」等の写し
- イ 地中熱利用システム（地中熱ヒートポンプ）
掘削孔の深度等が確認できる立面図
- (10) 第5条第3号ア及びイの太陽光発電システム及び家庭用小型風力発電システムについて、「電力受給契約のご案内」の写し
 - (11) その他町長が必要と認める書類

【様式一覧】

様式第 1 号 補助金交付申請書

様式第 2 号 補助金交付決定通知書

様式第 3 号 補助金不交付決定通知書

様式第 4 号 補助金交付請求書

様式第 5 号 代理人選任届

様式第 6 号 処分承認申請書

様式第 7 号 対象設備未使用証明書

〈補助様式〉

機器設置同意書

費用明細書